公益財団法人　ほしのわ

2026 年度　継続審査募集要項

１．趣　旨

本審査は、2026 年度の「ほしのわ奨学生」が、翌年度も引き続き奨学生となるための審査です。本審査に合格した者は 2027 年度（2027 年 4 月～2028 年 3 月）も奨学金を受給することができます。

２．継続審査の応募資格

公益財団法人ほしのわ（以下、財団という）の継続審査を受けることができる者は、以下の各号に該当する者とします。

（1）2026 年度のほしのわ奨学生として奨学金を受給中の者
（2）審査時点でほしのわ奨学金を受給して 3 年以内の者
（3）次年度も財団の指定する高等専門学校（3 年生以上)、専修学校、大学に引き続き在籍する者　※別紙「募集対象学校一覧」をご参照ください。
（4）学業、もしくは、芸術またはスポーツ等の分野に優れている者
（5）勉学に意欲があり、人柄も優れている者。
（6）経済的に奨学金の支援を必要とする者　または、自身の目標を達成するために資金援助を必要とする者。

※現在、財団指定の募集対象校に在籍する方で、次年度別の募集対象校に編入学する方も応募可能です。(応募時点で編入学が決まっている場合は、編入学の合格通知書のコピーを添付の上、ご応募ください)。

※ただし、編入学ではなく、卒業後に別の学校の 1 年生に入学してリスキリングをおこなう方は継続審査の対象外となります。

３．採用人数

最大 20 名程度

４．奨学金の額と給付の方法

（1）給付金額　　月額　3 万円
（2）給付する期間　　1 年間（2027 年 4 月～2028 年 3 月）
（3）給付の方法　　奨学金は、4 カ月毎の一定日に送金するものとします。
（本人名義の銀行等の預金口座に送金します。）

５．奨学金の休止又は廃止事由

（1）休学、あるいは長期に欠席するとき
（2）退学したとき
（3）傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
（4）学業成績又は素行が不良となったとき

（5）奨学金を必要としなくなったとき
（6）奨学金給付規程第 2 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき
（7）奨学金給付規程第 17 条に定める責務に特段の理由なく違反したとき
（8）上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき

６．手　続

ご提出いただいた書類をもとに『継続審査』を行い、一定の基準を満たした方に合格を出します。

（1）エントリー
財団から指定された URL より、2026 年 12 月 14 日（月）9:00 までにエントリー（届け出）をお願いします。URL は、現在奨学金を受給中の方に別途ご案内します。

（2）必要書類
ア　成績を証明するもの
（2026 年前期の成績が記載された証明書（ない場合は通知表のコピーなど）をご提出ください）

イ　保護者の所得証明書（応募時点で取得できる最新のもの）
（例：職場発行の源泉徴収票、市区町村発行の課税・非課税証明書など）

ウ　個人情報の取扱いに関する同意書
（書式は現在奨学金を受給中の方にのみ、別途ご案内します。）

【該当の方のみ】
エ　編入学の合格通知書のコピー
※現在、財団指定の募集対象校に在籍する方で、来年度、すでに財団指定の別の募集対象校に編入学が決まっている方はご提出ください。

（3）必要書類の提出方法　財団宛郵送のこと。

（4）必要書類の提出期限　2026 年 12 月 14 日（月）※下記必着

（5 書類の提出先（連絡先）
〒163-0919　東京都新宿区西新宿 2-3-1　新宿モノリス 19 階
スターティアホールディングス株式会社内
公益財団法人ほしのわ　事務局　伊藤　宛

７．奨学生の決定

（1）継続できる奨学生については、財団の奨学生選考委員会の面談及び審査を経て決定し、その結果を本人及び各学校に通知します。
（2）審査の経過及び決定の理由は公表致しません。

８．奨学生の義務

奨学生は、財団が年に 3 回開催する奨学生交流会には、特別な事情がない限り出席しなければなりません。当財団の奨学金は、奨学生が自分で管理し、自身の勉強と生活のために使わなければなりません。

以上